

請願 第12号

受付 令和2年11月19日

付託 令和2年11月30日

核兵器禁止条約の早期批准を求める意見書提出を求める請願書

紹介議員 関戸 勇

・請願趣旨

2020年10月24日、核兵器禁止条約発効に必要な批准国50か国になりました。90日後の来年1月22日で核兵器禁止条約が発効になります。被爆75年にして「終わりではなく、始まり」です。

1946年創設されたばかりの国際連合は総会決議第1号として「核兵器など大量破壊兵器の廃絶を最優先目標」に定めた。それから71年目、2017年7月7日核兵器禁止条約が国連において122か国の賛同で採択されました。

1945年8月6日広島、8月9日長崎にアメリカ軍による原子爆弾が投下され、一瞬にして広島、長崎は廃墟となり、その年の内に21万人が亡くなりました。「『真っ黒に焦げ炭になった屍、ずる剥けのからだ、無言で歩き続ける人々の列』まさに生き地獄そのものでした」と被爆者が訴えてきました。

核兵器禁止条約発効により、核兵器は非人道的悪魔の兵器として、「製造、配備、移動、威嚇、使用威嚇する」ことすべてが法的に禁止されることになります。

世界各国がこの条約に署名し、批准することが求められています。核兵器保有国とその同盟国が反対をし、核抑止力に固執するだけでなく、核戦略見直しを行い、小型化を図り、何時でも何処でも簡単に使用できる様にしようとしています。核の脅威と恐怖に自国民を陥れる政策を選択しようとしています。

戦争による唯一の被爆国の国民として断じて容認することはできません。

日本国憲法のもと75年間「殺し、殺される」ことのない平和の歴史を経験しました。この歴史を私たちの代で終わりにしてはならないと思います。

核兵器の破壊力は、人類の生存、文明、歴史を一瞬にして消滅させることができるだけでなく、その被害は何世代にもわたって影響を及ぼします。「悪魔の兵器」と呼ばれる所以です。広島・長崎の被爆者が訴える賛同署名が世界各国に広がり、非人道的核兵器として、「禁止」する条約が圧倒的多数の国、市民社会により採択に到達させたのです。

唯一の被爆国である日本政府が会議に参加せず、条約に反対し、署名を拒否する姿勢は許されるものではありません。世界の世論の流れに逆行するものです。

1985年12月1日「非核兵器平和都市宣言」を行っている取手市の議会が、政府に対して、「核兵器禁止条約の早期批准を求める」ことを求めるものです。

つきましては、地方自治法第99条に基づき、政府に対し、標記に関する「意見書」を提出していただきたく、地方自治法124条の規定により請願いたします。

2020（令和2）年11月19日

請願者代表

住所 取手市白山2-14-21

氏名 核兵器廃絶国際署名を推進する取手の会
代表 花澤 楓 ほか1人

取手市議会議長 齋藤 久代 殿